

ID: 551

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	学校施設の返還命令					
法令名 根拠条項	学校施設の確保に関する政令 第4条					
法令番号	昭和24年政令第34号					
【基準】 政令第4条の規定による。 (返還命令) 第4条 管理者は、学校教育上支障があると認めるときは、学校施設の占有者に対してその学校施設の全部又は一部の返還を命ずることができる。但し、前条第1項第1号に該当する場合及び他の学校が学校教育の目的に使用する場合は、この限りでない。						
備考						
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 552

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	学校施設にある工作物等移転命令		
法令名 根拠条項	学校施設の確保に関する政令 第15条		
法令番号	昭和24年政令第34号		
【基準】 政令第15条の規定による。 (移転命令) 第15条 管理者は、返還の目的である学校施設にある工作物その他の物件の所有者に、その物件の移転を命ずることができる。但し、所有者に移転を命ずることができないとき、又は著しく困難であるときは、その占有者に移転を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日